

愛川町生分解性マルチ購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農作業の省力化と廃プラスチック対策を推進するため、生分解性マルチの普及に向けて支援を行う愛川町生分解性マルチ購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内の農地について、所有権若しくは法令に基づく利用権、賃借権又は使用貸借による権利を有している者
- (2) 町内の農地において、販売目的をもって農作物を栽培し出荷する者
- (3) 町税（国民健康保険税を含む。）に滞納がない者（本町において課税がない場合を除く。）

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、農地への使用を目的とした生分解性マルチの購入に要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する購入費用の2分の1以内とする。ただし、2万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、愛川町生分解性マルチ購入費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長へ申請しなければならない。

- (1) 購入金額が確認できる領収書又はこれに準ずる書類の写し
- (2) 町税等納付状況照会同意書（第2号様式）
- (3) 農作物を販売していることが確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期間は、購入した日から1年以内とする。

3 補助金の交付申請は、1会計年度につき1回とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、その結果を愛川町生分解性マルチ購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）又は愛川町生分解性マルチ購入費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通

知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により、愛川町生分解性マルチ購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）を受けた申請者は、愛川町生分解性マルチ購入費補助金交付請求書（第5号様式）を町長に提出して補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の決定の取り消し等)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めるとき

(2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき

2 町長は、前項に規定する事実を確認したときは、補助金取消決定を行い、愛川町生分解性マルチ購入費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、交付を受けた者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以後に購入に要した経費について適用する。